

○審査基準等の公表について

(令和8年4月1日付け香総務第19号)

行政手続法（平成5年法律第88号）及び香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）の規定に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の公表については、「審査基準等の公表について」（平成28年6月1日付け例規香企画第76号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、企画課の廃止に伴う所要の見直しを行い、令和8年4月1日から下記のとおり実施することとしたので、部下職員に周知徹底の上、遺漏のないようにされたい。

なお、旧例規は、廃止する。

記

1 公表の方法

- (1) 香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーにおける備付け
- (2) 申請をしようとする者等の求めに応じた提示

2 香川県公安委員会・香川県警察情報公開コーナーにおける備付け

簿冊形式で閲覧に供するものとし、その管理は警務部総務課長が行うものとする。

3 申請をしようとする者等の求めに応じた提示

提示は、統合文書管理システムの法規集管理に掲載された審査基準等を印刷したものを使用して行うものとする。

4 留意事項

- (1) 行政手続法及び香川県行政手続条例の審査基準等の公表については、「審査基準等は秘密にしない」との趣旨であることから、申請をしようとする者等の求めに応じて審査基準等を閲覧させなければならない。
- (2) 審査基準等を定めていない場合又は公表していない場合にあつては、その理由を説明するものとする。
- (3) 審査基準等の閲覧に際し、その写しの交付を求められた場合は、これに応じないものとする。
- (4) 申請をしようとする者等からの問合せに対して疑義がある場合は、所管課の職員に確認するなどして、適切に対応するものとする。